

令和2年第6回太子町議会定例会（第489回町議会）会議録（第1日）

令和2年8月28日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第5号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 承認第3号 功労者等の承認について
- 10 議案第58号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 11 議案第59号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第60号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第61号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第62号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 議案第63号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第64号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 17 議案第65号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 認定第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第2号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第3号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第4号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第5号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第6号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 24 認定第7号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第5号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 承認第3号 功労者等の承認について
- 10 議案第58号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 11 議案第59号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第60号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 13 議案第61号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 14 議案第62号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
 15 議案第63号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
 16 議案第64号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
 17 議案第65号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 18 認定第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
 19 認定第2号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 20 認定第3号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 21 認定第4号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 22 認定第5号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 23 認定第6号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
 24 認定第7号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
 （認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告）

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中薮清志
9番	首藤佳隆	11番	清原良典
12番	中島貞次	13番	井村淳子
14番	堀卓史	15番	藤澤元之介

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	三木孝秀	経済建設部長	森川勝
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	佐々木信人
監査委員	蓮本了遠		

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） みなさん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年も猛暑と言える真夏日が続き、まだまだ残暑厳しい折ではございますが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和2年第6回太子町議会定例会（第489回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、まことに御同慶にたえません。

さて、今期定例会は、人事案件をはじめ、条例の制定、補正予算、令和元年度一般会計・特別会計・企業会計の決算認定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。

さらに、会期中には令和元年度決算審議のため一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。

何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和2年第6回太子町議会定例会（第489回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

暦の上では秋ですけれども、立秋とは名ばかりで、まだまだ暑い日が続いております。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事をはじめ、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げるものでございます。

また、後日追加で契約の議案1件を提出させていただく予定をしております。提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第6回太子町議会定例会（第489回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤元之介） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、上山隆弘議員、中藪清志議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（藤澤元之介） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの29日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの29日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等20件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち、蓮本了遠監査委員には本日と定例会3日目の会議のみ、富岡泰造産業経済課長には定例会3日目の会議のみの出席要求をいたしておりますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、6月29日、7月6日、7月13日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

### 日程第5 報告第5号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について

○議長（藤澤元之介） 日程第5、報告第5号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第5号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町債権管理条例第6条の規定により債権を放棄した者について、同条例第7条の規定により放棄した債権の名称、件数、金額及び放棄した理由を報告させていただくものでございます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（藤澤元之介） 日程第6、報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度決算について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告させていただくものでございます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第6号を終わります。

日程第7 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

○議長（藤澤元之介） 日程第7、報告第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（沖汐守彦） 報告第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の執行の状況について点検及び評価を行ったものを報告させていただくものであります。

点検及び評価の対象につきましては令和元年度に推進をしました主な教育諸事業、学校教育の充実、社会教育の充実を基本としまして、各施策、事業ごとに点検・評価を実施しております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第7号を終わります。

日程第8 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（藤澤元之介） 日程第8、同意第1号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第1号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会委員の福田敏博氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、新たに福本充治氏を保護者委員として選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

福本氏の経歴は参考資料のとおりであります。長年にわたり町内の幼稚園及び中学校の学校歯科医として御尽力いただき、教育行政の推進に適任者であると考えております。

なお、任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4か年です。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時11分）

（再開 午前10時11分）

○議長（藤澤元之介） 再開をいたします。

御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

この同意第1号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、町長にお尋ねしたいことがありますので、よろしく願いをいたします。

経歴にもありますが、現役の歯科医師が教育委員会委員として選任されるということは、今までにないことだと思います。私は、福本氏を存じ上げませんので、3点ほどお聞きをいたします。

1点目、このたび福本歯科医師を提案することになった経緯についてが1点目でございます。

それから2点目、このたびの議案に上がるまで、十分に今回提案されております福本氏と意見交換をされていると思いますけれども、教育行政の課題に明るいお方なのか、またどう取り組もうとされている方なのかについてお話を聞かせてください。

3点目、教育委員会委員は毎月開催される定例会、また緊急要件が発生したときに開催される臨時会、また学校訪問、教育委員の研修会等々、出ていくことも多いようですが、現役の歯科医師のお立場で教育委員としての務めを果たすことができるのか危惧するところがございますけれども、大丈夫でしょうか。

以上、3点について質問をさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私から何点かお答えをさせていただきます。

まず、提案ということで、教育委員の提案につきましては教育委員会と調整をしながら、町長から提案をし、議会議決案件ということで本日提案をさせていただいております。

教育委員の経歴を見ていただいたら分かりますように、長年にわたりまして本当に幼稚園あるいは中学校、20年余りそういう学校現場の様子もよく御存じでありますし、このたびいろいろ教育行政の推進に適任であるということで、こちらから今提案をさせていただいております。

本職で定例会等の出席等々につきましても、私が本庁におるときも、医師会の代表としてそういう現職のお医者様が教育委員になられております。そういう場合は、定例の教育委員会を木曜日の昼からだとか、ある程度調整もしながら、そしてどうしても出にくいとかいろいろなことがありますけれども、その辺につきましてもできる限り日程調整、これはこの福本委員に限らず、現在もお仕事を持っておられる委員もありますので、調整もしながら、そしてやむを得ず欠席の場合もありますし、そういう場合は持ち回りできちっと事後報告なり、御意見を事前にいただいたりしてやっておりますので、そういうことにつきましては何ら問題はないものと考えております。

なお、すばらしい方だと聞いておりますので、ぜひ原案どおり同意いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、1点目の経緯につきましては今教育長からお答えをしたとおりでございます。また、この福本氏につきましては私もお会いして、話をしておりますけれども、教育について前向きな考え、恐らくや柔軟な発想を持って、教育委員になられても前向きに協力的に御発言をしてくださる方だというふうに私は思っております。

また、3点目は今教育長が答えられたとおりでございます。事前にこれまでも教育委員の皆様事前に御都合を聞いて教育委員会を開かれるとお聞きしておりますので、これは以前、監査

委員のときも本議会で、4年前にそういったような、ある特定の職業の人が出てこれるのかという御質問もありましたが、今見ていただいたら分かりますように、立派に務めておられますし、教育委員についても十分していただけたらと思っております。それぞれ不慮のこととかいろんなことがある場合は、議員にしても、私にしても、教育委員にしても、そういう場合はないとは言いきれないと思っておりますけれども、大丈夫だと思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今教育長と町長からお聞きをしましたが、やっぱり本当にこの教育委員として務めを全うできるのかなというのが疑問でございまして、現在、福本歯科医院の院長をされておられまして、診察時間もホームページからでも拝見いたしました。月曜日から土曜日の午前中9時から12時まで、木曜日を除く月曜日から土曜日の13時30分から19時まで診察をされております。かなり患者さんの対応も忙しいのではなかろうかなと考えるところです。今回、今のコロナ禍にありまして、教育委員会はこの2月、3月と学校園の臨時休業のこと、またコロナの対応について臨時会を開くなど、今までになく急な対応を迫られることも本当にございました。今でも進行中ございまして、今後も2波、3波ということが懸念をされている中で、緊急に対応を迫られ、判断をしなければならない立場になられる教育委員でございます。ですので、特にそのお仕事とこの教育委員会委員としてのお務め、先ほど教育長は日程調整をしていくということと言われてましたけれども、定例とかは1か月に1回ですのでしやすいですけれども、臨時会となりますと、急遽10日に一遍とか、そういう形で今年も取られております。そうなった場合に、患者との調整、こちらとの調整もありますけれども、やっぱり医者としての第一義である患者との調整も度々起きてくるというふうに考えますと、本当に大丈夫なのでしょうか。そこら辺はしっかりと意見交換をされているのでしょうかということが気になるところでございまして、その辺について、この福本氏はどのように考えられたか。また、町としてどのようにお伝えをしたのか、今の教育委員会の委員としての業務はこういうものですかというのもしっかりとお伝えをいただいているのか、そういうことについて再度答弁を、町長お願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 教育委員の会議等につきましては、昨年実績で申し上げましたら大体50回ぐらいになるのではないかなと思っております、数だけ言えば。ただ、コロナの関係、いろいろな関係で臨時的部分というのはございまして。今回もいろんな対応をしておりますけれども、まず文書で連絡できて、お集まりをいただいですぐに対応できる場合もございまして、あるいは事前に連絡先もメールアドレスをいただいでますので、こちらから文書を送信して、事前に御意見をいただくとか、あるいはどうしても駄目な場合は、私どもが終わってから、仕事が終わってからこちらへ寄っていただいたり、あるいはこちらが土曜日、日曜日にお伺いしたり、いろいろな対応を柔軟に対応しながら、全委員の御意見を踏まえて、私ども教育委員会としての意思決定を行っております。だから、柔軟にその辺は対応しながら、できるだけ全委員が参加しやすい体制であり、あるいはお互いに、今情報機器が発達しておりますので、効果的に活用しながら対応していくということで、今議員御指摘のような懸念は払拭できるものと思っております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉田正之議員及び玉田正典議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

吉田正之議員及び玉田正典議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 9票、反対 4票です。

以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

#### 日程第9 承認第3号 功労者等の承認について

○議長(藤澤元之介) 日程第9、承認第3号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 承認第3号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同条例施行規則の規定により功労者の表彰を行いたく、町議会の承認を求めるものです。

本年度は7月30日に太子町まちづくり審議会に諮問し、答申を得た社会功労賞5名、教育功労賞1名の承認を求めるものであります。

なお、功績内容は別添参考資料のとおりですので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の日程第10、議案第58号から日程第24、認定第7号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第58号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤澤元之介） 日程第10、議案第58号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第58号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による経費の補正及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ9,109万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を176億7,811万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸

収入、町債の追加と繰入金の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、教育費の追加と衛生費、土木費、消防費の減額であります。

また、地方債の補正については、児童福祉施設整備事業、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第58号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について詳細を説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入予算においては前年度決算の確定による繰越金の追加と、普通交付税事業執行に伴う国県支出金等を補正するもので、歳出予算においては人事異動等による人件費、事業執行による必要経費を補正するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

人件費の補正につきましては、人事異動による職員給、手当等の増減、市町村職員共済組合の負担金率の改定等を反映し、総額5,525万6,000円の減額となっております。また、会計間異動を含めた全会計の人件費としては5,231万7,000円の減額でございます。なお、人件費に関する個々の説明は省略させていただきます。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節19負担金・補助及び交付金のうち、ひょうご国際交流団体連絡協議会会費5,000円につきましては、国際交流事業の推進を図るため、当協議会へ準会員として加入する負担金でございます。民営乗合バス感染症対策補助金92万円につきましては、民営乗合バスの消毒作業など感染症対策に係る経費を、沿線市町ごとにバス事業者に対してバス1台当たり2万円を補助するものでございます。

目7電子計算機費、節13委託料299万2,000円の減額につきましては、地方税法改正に伴う基幹システムのデータ標準レイアウト改定作業において、業者との交渉、調整の結果、一部の工程が当初の保守契約の範囲内で実施できることとなったため、減額するものでございます。

目13基金費、節25積立金、財政調整基金積立金1億821万円の追加につきましては、前年度決算による実質収支額の2分の1以上を積み立てることを規定した地方財政法第7条第1項による法定積立てでございます。

18ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料866万8,000円につきましては、国外転出時には住民票が消除され、マイナンバーカードが利用できなくなることから、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、マイナンバーカードを利用できるようにするため、戸籍附票ネットワークを構築するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金につきましては、人件費の補正に伴う国民健康保険特別会計への繰出金521万9,000円の追加でございます。

目2老人福祉費、節20扶助費214万6,000円の追加につきましては、経済的理由等により居宅での養護が受けられない高齢者1名について、養護老人ホームに措置する費用を追加するものでございます。節28繰出金につきましては、前年度決算額の確定に伴う介護保険特別会計への繰出金2,026万3,000円の減額でございます。

目3高齢期移行者医療費及び20ページ目の目6障害者医療費につきましては、前年度事業費の精

算による返還金でございます。

20ページの目4後期高齢者医療費、節28繰出金につきましては、主に人件費の補正に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金27万5,000円の減額でございます。

項2児童福祉費、目2保育所費、節11需用費、消耗品費150万円の追加につきましては、県補助金を活用し、斑鳩保育所で実施している保育所運営事業、一時預かり保育事業、延長保育事業の3事業それぞれにおいて、感染症予防に係る衛生用品等を購入するものでございます。

目3保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金1,200万円につきましては、同じく県補助金を活用し、町内の私立認可保育園及びこども園7園、認可外保育園6園に加え、その13園の中で一時預かり保育事業を実施している7園、延長保育事業を実施している4園に対し、感染症予防に係る衛生用品等の購入費を補助するものでございます。

22ページをお願いいたします。

目4母子家庭等医療費及び目6乳幼児等医療費につきましては、前年度事業費の精算に伴う返還金でございます。

目7児童館運営費、節11需用費、消耗品費50万円の追加につきましては、県補助金を活用し、子育て学習センターの感染症予防に係る衛生用品等を購入するものでございます。

そのほかの経費につきましては、JA兵庫西竜田支店の跡地に開設する子育て学習センターについて、子育て拠点としてのさらなる機能強化を図るためにスケジュールを見直した結果、当初予定より開設時期を6か月延長し、令和3年4月の開設に向けた経費を補正しております。開設時期の延長に伴い、節11需用費、光熱水費42万9,000円、節12役務費、通信運搬費5万9,000円、節13委託料、警備保障委託料6万6,000円を減額し、引き続き、太田東地区農村交流センターにて事業を実施することから、節14使用料及び賃借料へ35万3,000円を追加しております。節15工事請負費757万円の追加につきましては、当初予算では子育て学習センターを運営する最低限の改修費用を計上してはいましたが、多目的トイレの整備に伴うエリアの拡張、子供の遊び場としての畳エリアの新設等、利用者が安心して利用できる施設となるよう設計を見直し、経費を追加しております。また、建築確認の必要があることから、節12役務費、手数料へ8万円を追加しております。節18備品購入費38万円の追加につきましては、新しい子育て学習センターを円滑に運営するため、洗濯機等の管理用備品を購入するものでございます。

目9放課後児童健全育成事業費、節11需用費、消耗品費550万円につきましては、県補助金を活用し、町内学童保育園11クラス分の感染症予防に係る衛生用品等を購入するものでございます。節14使用料及び賃借料26万9,000円の追加につきましては、太田学童保育園の教室として使用している東出公民館のエアコンを修理することに伴い、契約内容により費用の2分の1を町が負担するものでございます。節19負担金・補助及び交付金50万円につきましては、県補助金を活用し、町内の民間学童保育園1園に対し、感染症予防に係る衛生用品等の購入を補助するものでございます。

24ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金・補助及び交付金、感染症対応外来体制支援協力金122万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の県内感染者数の増を受けて、検査体制を拡充するため、たつの市・揖保郡医師会への支援協力金を計上するものでございます。節28繰出金につきましては、人件費の補正に伴う水道事業会計への繰出金25万9,000円の追加でございます。

目2予防費につきましては、前年度事業費の精算に伴う返還金でございます。

26ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節19負担金・補助及び交付金23万1,000円の追加につきましては、荒河井堰水門改修事業に係る県補助金が採択されたことに伴い、町の補助割合が事業費の60%以内から、事業費から県補助金を差し引いた額の45%以内に変更となるため、差額分を追加するものでございます。

項2林業費、目1林業振興費、節13委託料、有害鳥獣駆除委託料につきましては、鹿、イノシシが増加しており、農業被害や地元自治会の要望を踏まえ、40頭分132万円を追加するものでございます。節19負担金・補助及び交付金、住民参画型森林整備事業補助金40万円の追加につきましては、山地災害防止機能を高めることを目的として、自治会が中心となって立岡山林道整備を行うに当たり、周辺住民に周知を図るための看板制作設置費用が必要となったため、追加で費用経費を補助するものでございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節1報酬20万2,000円につきましては、太子町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、12名で構成する中小企業・小規模企業振興協議会を設置するに当たり、2回分の委員報酬を計上するものでございます。

目3消費者行政対策費、節9旅費、費用弁償5万6,000円の追加につきましては、消費生活相談員の事務打合わせ会及び研修会が昨年度までの月1回から2回へと変更となったため、差額分を補正するものでございます。

28ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2下水道事業費、節28繰出金につきましては、人件費の補正に伴う下水道事業会計への繰出金5,000円を追加するものでございます。

30ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節19負担金・補助及び交付金91万円の減額につきましては、感染症の拡大に伴い、太子町消防操法大会及び西播磨地区消防操法大会が中止となったため、運営交付金等を減額するものでございます。なお、西播磨地区消防操法大会につきましては、来年度に延期予定でございます。

目3消防施設費、節19負担金・補助及び交付金、消防施設整備費補助金129万1,000円の追加につきましては、消防器具の盗難や小型ポンプの老朽化に伴う更新等により、当初見込みより多くの補助要望が生じたため、決算見込みに併せて不足分を追加するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節20扶助費33万円につきましては、実人数の確定に伴い、11名分の特別支援学校就学援助費を追加するものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費、修繕料490万7,000円につきましては、太田小学校南館及び石海小学校屋内運動場の雨漏り箇所や定期点検にて指摘された箇所等を修理する費用でございます。

32ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費、修繕料110万円につきましては、太子西中学校において防火設備点検で指摘のあった防火シャッターを修理する費用でございます。

項5社会教育費、目2公民館費、節11需用費、修繕料145万1,000円につきましては、学習室や和室等の換気を十分に行えるよう網戸の設置箇所を増やすとともに、老朽化した網戸を張替えるものでございます。

34ページをお願いいたします。

目8歴史資料館費、節11需用費、修繕料10万4,000円につきましては、防火設備点検で指摘のあった収蔵庫の煙感知器を交換する費用でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、交付額の確定により減収補てん特例交付金651万9,000円を追加するものでございます。

款11地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が18億9,885万7,000円と決定したことにより、差額を補正するものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金につきましては、歳出の補正及び交付決定に伴う補助金の追加でございます。

目6教育費国庫補助金、教育支援体制整備事業費補助金につきましては、国から直接交付される補助金ではなく、県を通して交付されることが判明したため、全額を減額し、12ページの款16県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金へ計上し直しております。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金につきましては、前年度事業費の精算に伴う補助金の追加でございます。節2児童福祉費補助金及び目4農林水産業費県補助金につきましては、歳出の補正及び交付決定に伴う補助金の増減でございます。

12ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億277万円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整でございます。

款20繰越金につきましては、令和元年度一般会計の実質収支額との差額を補正するものでございます。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節2民生費雑入1,805万9,000円につきましては、後期高齢者療養給付費の前年度精算に伴うものでございます。節3衛生費雑入及び節4農林水産業費雑入につきましては、派遣職員の人件費補正に伴う減額でございます。

14ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目1民生債、児童福祉施設整備事業債680万円の追加につきましては、歳出の追加によるものでございます。

目6臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定に合わせて発行限度額が決定され、236万7,000円を追加するものでございます。

最後に、5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正につきましては、先ほど申し上げました児童福祉施設整備事業及び臨時財政対策債の補正に併せて限度額を変更するものでございます。

以上で議案第58号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第59号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第11、議案第59号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第59号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う人件費の補正及び前年度精査等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の総額にそれぞれ2,396万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億436万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金と繰越金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費、基金積立金、諸支出金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、ただいま上程されました議案第59号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては人事異動等に伴う一般会計繰入金の追加、前年度決算額の確定により繰越金の追加を行う補正であります。

歳出予算においては、人件費の追加、令和元年度保険給付費等交付金の実績精算による償還金の追加等を行う補正であります。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人事異動等に伴う人件費補正として521万9,000円を追加しております。

款5基金積立金については、歳入歳出の財源調整として457万6,000円を財政調整基金積立金として追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、令和元年度の保険給付費等交付金について、令和2年2月診療分の実績精算による償還金1,417万円を追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、節2職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費を追加したことから、人件費分と同額の521万9,000円を追加しております。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、令和元年度実質収支額2,874万6,873円から当初予算措置額を差し引きました1,874万6,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,396万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億436万1,000円とするものであります。

以上で令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第60号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第12、議案第60号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第60号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、実績精算による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3,587万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億3,475万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、支払基金交付金、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、総務費、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金の追加と介護サービス事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、議案第60号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では前年度決算額の確定による繰越金及び前年度精算による補正でございます。

歳出では、異動等による人件費及び前年度決算額の確定による基金積立金や償還金等の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人事異動等に伴う人件費補正として74万5,000円を追加しております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、正規職員を募集いたしました。が、応募がなかったため、会計年度職員を募集することによる補正であります。節1報酬で110万3,000円の追加、正規職員分の人件費補正として節2給料、節3職員手当等、節4共済費、節19負担金・補助及び交付金をそれぞれ減額し、合計637万6,000円を減額しております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、人事異動等に伴う人件費補正として256万9,000円を追加しております。

10ページをお願いいたします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、介護給付費準備基金を積立てするもので、2,651万4,000円を追加しております。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、令和元年度の事業精算の結果、国庫、県費、支払基金への返還金として1,242万2,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、令和元年度事業精算の結果、115万8,000円を追加しております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、令和元年度の精算の結果、2,026万3,000円を減額しております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金については、歳入歳出の財源調整として338万円を減額しております。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金として5,835万9,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,587万4,000円を追加し、歳入歳出の予算

総額をそれぞれ23億3,475万5,000円とするものであります。

以上で令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第61号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第13、議案第61号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第61号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と過年度保険料納付金等の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ71万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8,447万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と繰入金、諸収入の減額であります。

歳出予算におきましては、総務費の減額と後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） それでは、議案第61号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては、事務費繰入金の減額、前年度繰越金の追加、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等戻入を減額するものでございます。

歳出予算においては、人件費の減額、後期高齢者医療保険料過誤納付還付金の追加、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金を追加するものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人事異動等に伴う人件費補正として137万9,000円を減額しております。

項2徴収費、目1賦課徴収費については、後期高齢者医療保険料過誤納付還付金を23万7,000円追加しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和2年4月、5月の保険料収納分でございます過年度分の保険料納付金を43万2,000円追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため27万5,000円を減額しております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和元年度実質収支額893万204円から当初予算措置額850万円を差し引きました43万8,000円を追加しております。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入につきましては、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等の調整のため、戻り入れ分を87万3,000円減額しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ71万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,447万4,000円とするものでございます。

以上で令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第62号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第62号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第62号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と事業関係経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1事業収益に25万9,000円を追加し、収益的収入の総額を5億1,620万1,000円としております。また、収益的支出の款1事業費用に1,705万3,000円を追加し、収益的支出の総額を5億1,145万円としております。

次に、資本的支出の款1資本的支出は、既定の予算に287万6,000円を追加し、総額を4億9,598万7,000円としております。

次に、第4条は当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を追加しております。

第5条は、当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入の補正に伴いまして追加するものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、議案第62号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条におきまして、収益的収入の第1款事業収益、第2項営業外収益に25万9,000円を追加し、総額を5億1,620万1,000円としております。これにつきましては、総務省で定める一般会計繰出基準に基づき、職員の異動に係る児童手当24万円、基礎年金拠出金1万9,000円の追加により、他会計補助金25万9,000円を追加するものでございます。

次に、収益的支出の第1款事業費用、第1項営業費用に1,705万3,000円を追加し、総額を5億1,145万円としております。

その内訳としまして5ページを御覧ください。

原浄水費、給水費、総係費におきまして、異動職員に係る給料手当、次年度の夏季手当支給に係る賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正に加えまして、総係費では退職手当組合負担金と退職給付費引当金繰入額につきまして補正をさせていただいております。また、減価償却費及び資産減耗費におきましては、7ページに、後で説明いたしますが、中央監視システムのサーバーの

除却資産に係る補正を追加しております。

1 ページに戻っていただいて、第3条におきまして第1款資本的支出、第1項建設改良費に287万6,000円を追加し、総額を4億9,598万7,000円としております。

その内訳としまして7ページを御覧いただきたいと思っております。

配水施設改良費の手当に県受託事業の事務費相当額20万円を追加し、固定資産購入費の機械及び装置購入費に浄水場のポンプ等の遠隔操作や機器の異常を知らせる中央監視システムのサーバーの故障による更新経費267万6,000円を追加させていただきます。

1 ページに戻っていただいて、第4条当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございますが、職員給与費の補正額である1,642万1,000円を追加し、補正後の額を8,425万円としております。

最後に、第5条は当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございます。第2条の収益的収入、第1款事業収益、第2項営業外収益の補正による25万9,000円を追加し、7,352万8,000円に改めるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第63号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第15、議案第63号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第63号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1下水道事業収益に5,000円を追加し、収益的収入の総額を11億7,394万9,000円としております。

また、収益的支出の款1下水道事業費用に853万5,000円を追加し、収益的支出の総額を13億527万円としております。

第3条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を追加しております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第64号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（藤澤元之介） 日程第16、議案第64号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第64号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案件は、令和元年度水道事業会計の決算収支において未処分利益剰余金5,367万6,408円が生

じたことにより、その全額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、議案第64号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分につきまして詳細説明を申し上げます。

認定第6号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についての決算書の5ページをお開けいただきたいと思っております。そこには令和元年度の損益計算書をつけさせていただいておりますが、そちらを御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

そちらに損益計算書1番から6番の項目、各収益、利益から費用、損失等をそれぞれ差し引いた結果、最下段に記載しております当年度未処分利益剰余金5,367万6,408円が生じております。

次に、その決算書の6ページ、令和元年度兵庫県太子町水道事業剰余金計算書、こちらを御覧いただきますと、こちらは資本金と剰余金の状況を示したものでございますが、右から3列目、未処分利益剰余金の前年度末残高3,824万231円、これにつきましては現金収入を伴わない長期前受金の収益化により生じたので、その全額を資本金に繰り入れて処分いたしております。そして、同じように、当年度末の未処分利益剰余金も前年度と同じ要因で生じたので、決算書の7ページ、令和元年度兵庫県太子町水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり、5,367万6,408円その全額を資本金に繰り入れて処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経てこれを行いたいと考えております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第65号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第17、議案第65号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第65号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、令和2年6月定例会において、議員発議により制定された太子町中小企業・小規模企業振興基本条例第12条の規定に基づき設置する中小企業・小規模企業振興協議会の委員へ報酬を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第1条に第42号として、中小企業・小規模企業振興協議会委員を追加するものです。施行日は公布の日としております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 認定第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第2号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第20 認定第3号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第4号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第5号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第6号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第24 認定第7号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第18、認定第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、認定第7号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 認定第1号から第7号までの各会計決算の認定について、一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額128億8,778万1,891円、歳出総額125億9,410万8,609円、歳入歳出差引額は2億9,367万3,282円であり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源7,725万4,000円を差し引いた実質収支額は2億1,641万9,282円となっております。

歳入につきましては、予算額137億7,512万4,000円、調定額130億7,316万9,916円に対し、収入済額128億8,778万1,891円、不納欠損額903万6,250円、収入未済額1億7,635万1,775円でございます。

歳出につきましては、予算額137億7,512万4,000円に対し、支出済額125億9,410万8,609円、翌年度繰越額4億9,792万3,000円、不用額6億8,309万2,391円となっております。

続きまして、認定第2号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額34億8,858万2,976円に対し、歳出総額34億5,983万6,103円で、歳入歳出差引額は2,874万6,873円となっております。

歳入につきましては、予算額35億3,676万円、調定額37億2,646万3,666円に対し、収入済額34億8,858万2,976円、不納欠損額938万1,148円、収入未済額2億2,849万9,542円でございます。

また、歳出につきましては、予算額35億3,676円に対し、支出済額34億5,983万6,103円、不用額7,692万3,897円となっております。

続いて、認定第3号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額22億8,942万8,784円に対し、歳出総額22億3,106万8,185円で、歳入歳出差引額は5,836万599円となっております。

歳入につきましては、予算額23億589万3,000円、調定額22億9,933万2,984円に対し、収入済額22億8,942万8,784円、不納欠損額287万1,740円、収入未済額703万2,460円でございます。

また、歳出につきましては、予算額23億589万3,000円に対し、支出済額22億3,106万8,185円、不用額7,482万4,815円となっております。

続いて、認定第4号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額4億6,809万7,438円に対し、歳出総額4億5,915万9,234円で、歳入歳出差引額は893万8,204円となっております。

歳入につきましては、予算額4億6,707万3,000円、調定額4億7,029万7,959円に対し、収入済額4億6,809万7,438円、不納欠損額10万5,694円、収入未済額209万4,827円でございます。

また、歳出につきましては、予算額4億6,707万3,000円に対し、支出済額4億5,915万9,234円で、不用額791万3,766円となっております。

次に、認定第5号令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,472万3,326円に対し、歳出総額1,423万7,756円で、歳入歳出差引額は48万5,570円となっております。

歳入につきましては、予算額1,524万4,000円、調定額1,477万7,326円に対し、収入済額1,472万3,326円、収入未済額5万4,000円でございます。

また、歳出につきましては、予算額1,524万4,000円に対し、支出済額1,423万7,756円で、不用額は100万6,244円となっております。

次に、認定第6号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

令和元年度の収益的収支につきましては、税抜きで事業収益が5億1,811万1,795円に対し、事業費用が4億6,443万5,387円で、5,367万6,408円の純利益となっております。

一方、資本的収支は、税込みで収入1億4,021万8,000円に対し、支出2億7,263万5,660円となっており、収支の不足額1億3,241万7,660円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,765万5,476円と過年度分損益勘定留保資金1億1,476万2,184円で補填しております。

最後に、認定第7号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

令和元年度の収益的収支につきましては、税抜きで事業収益が12億2,674万6,088円に対し、事業費用が11億4,132万3,194円で、8,542万2,894円の純利益となっております。

一方、資本的収支につきましては、税込みで収入額は6億3,280万900円に対し、支出額は10億8,529万9,202円となっており、収支の不足額4億5,249万8,302円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額721万5,650円と過年度損益勘定留保資金2億5,693万7,127円及び引継金1億8,834万5,525円で補填しております。

以上、7会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては副町長、経済建設部長がそれぞれ説明申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私からは認定第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第5号令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定までを一括して順次御説明をさせていただきます。

それでは、まず初めに認定第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を申し上げます。

なお、主要施策の成果に関する説明書の記載事項と若干重複するものもございりますが、あらかじめ御了承ください。

まず、歳出における人件費の総額は14億4,291万3,000円で、前年度比0.5%減少しました。増減の内訳は、給料が職員数の減などにより1,233万9,000円の減、職員手当等が時間外勤務手当の増加等により756万2,000円の増、共済組合負担金等が37万8,000円の減、退職手当組合負担金が113万2,000円の減となっております。

それでは、60ページを御覧ください。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、節1 報酬5,100万1,535円及び節3 職員手当等2,514万900円につきましては、4月の統一地方選挙として実施されました町会議員選挙から議員定数が1名減の15名となり、それまでの前年比と比べまして報酬が322万6,457円と職員手当等が354万7,142円の減となっております。節10交際費7万6,633円の内訳につきましては、慶弔費が4件で2万5,000円、渉外費が2件で1万円、賛助費が5件で2万1,240円、その他が3件で2万393円でございます。

1ページをおめくりいただきまして、62ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節10交際費75万1,734円の内訳につきましては、慶弔費が21件で21万7,600円、賛助費が30件で20万1,000円、渉外費が33件で24万3,047円、その他が6件で9万87円でございます。

少し飛びまして、68ページをお願いいたします。

目5 財産管理費、節13委託料のうち、一番下でございます旧庁舎跡地測量業務委託料183万7,000円につきましては、旧庁舎跡地の活用に向けて、土地の面積と境界などを確定し登記したものでございます。

1ページをおめくりいただき、70ページをお願いいたします。

目6 企画費、節8 報償費のうち、ふるさと応援寄付謝礼1億2,601万8,647円につきましては、寄付者に対する返礼品の経費で1万1,117名に対して返礼品をお送りしております。その下、真ん中辺りの節13委託料のうち、ふるさと応援寄付業務委託料5,333万5,502円につきましては、ふるさと応援寄付に係る受付、返礼品発送業務及び受領証明書発行代理業務に係る委託費用でございます。

次のページ、72ページをお願いいたします。

目7 電子計算機費、節14使用料及び賃借料のうち、一番上の電子計算機借料2,183万5,042円につきましては、職員用パソコンのリース期間が一部満了したことと、機器の更新をリース方式から購入へ変更したことにより、前年に比べ132万3,998円の減となっております。

次に、ページを進みまして、74ページをお願いいたします。

目9 防犯対策費、節19負担金・補助及び交付金のうち、一番下にあります防犯カメラ設置整備費補助金104万円につきましては、県の補助事業に採択されました13自治会へ補助したものでございます。

1ページおめくりいただきまして、76ページをお願いいたします。

目13 基金費、節25 積立金のうち、上から2つ目の公共施設建設基金積立金は、給食センター改築など施設の老朽化対策に2億77万5,000円を、一番下の森林環境整備促進基金積立金は、令和元年度に交付されました森林環境譲与税の全額136万円を積み立てたものでございます。

少し進みまして、84ページをお願いいたします。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節13 委託料のうち、下から2番目、コンビニ交付システム改修委託料48万2,900円につきましては、コンビニ交付の印鑑登録証明に旧姓を併記するためのシステム改修の費用でございます。

少し飛びまして、94ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金2億2,974万2,309円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。内訳といたしましては、法定分の繰出といたしまして、国保特会計算書、決算に関する説明書、10ページ以下とリンクいたしますけれども、保険基盤安定に1億6,146万1,025円、職員給与費に4,204万7,297円、出産育児一時金等に699万6,833円、財政安定化支援事業に1,295万5,000円、単独事業の実施に伴う国庫負担金減額調整分といたしまして628万2,154円を繰り出しております。

1ページおめくりいただきまして、96ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金3億5,055万7,232円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。内訳といたしましても、これも介護保険特会決算書の決算に関する説明書10ページ以下とリンクいたしておりますけれども、保険給付事業に2億7,724万551円、介護サービス事業に224万8,202円、事務費に4,169万7,942円、地域支援介護予防事業に624万2,297円、包括的支援事業に832万8,440円、低所得者保険料軽減に1,479万9,800円となっております。

目4後期高齢者医療費、節28繰出金8,519万7,310円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。内訳といたしましては、後期高齢者医療特別会計決算書の決算に関する説明書6ページとリンクした形で、保険基盤安定といたしまして6,364万8,294円、事務費といたしまして2,154万9,016円となっております。

次に、104ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料のうち、子ども・子育て支援システム改修委託料346万5,000円につきましては、令和元年度10月から実施されました幼児教育・保育無償化に対応するために行いましたシステム改修費用でございます。

少し進みまして、112ページをお願いいたします。

目7児童館運営費、節17公有財産購入費3,300万円につきましては、子育て支援施設といたしまして整備するために購入いたしました旧兵庫西農業協同組合竜田支店の土地及び建物の購入費用でございます。

1ページおめくりいただきまして、114ページをお願いいたします。

目9放課後児童健全育成事業費、節15工事請負費81万4,146円につきましては、斑鳩学童保育園の定員超過への対応といたしまして、古民家を借用いたしまして学童保育を運営するため、空調機器や照明器具を設置したものでございます。

1ページおめくりいただき、116ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち、下2つにあります地域医療医師会協力金150万円及び地域医療歯科医師会協力金50万円につきましては、従来、款3民生費、項1社会福祉費から支出してございました協力金を関係予算の款を置き換えまして、医師会及び歯科医師会に支出したものでございます。

少し進みまして、122ページをお願いいたします。

目4環境衛生費、節19負担金・補助及び交付金2,452万5,000円につきましては、火葬場運営に係る揖龍保健衛生施設事務組合への負担金でございます。

目5公共墓園費、節28繰出金186万円につきましては、墓園事業特別会計への繰出金でございます。これは、墓所返還者の増加に伴う返還金の不足によるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、124ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち、揖龍保健衛生施設事務組合負担金5億2,243万4,000円につきましては、ごみとし尿の処理に係る負担金でございます。長寿命化大規模整備事業費等の減により、前年に比べまして4,529万8,000円の減となっております。

す。

少し飛びまして、128ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金・補助及び交付金のうち、下から3番目、大型機械導入事業補助金178万5,000円につきましては、乗用管理機購入に係ります農事組合法人岩見の里営農組合への補助金でございます。

1ページおめくりいただきまして、130ページをお願いいたします。

目5農地費、節13委託料のうち、一番下にあります農村地域防災減災事業委託料104万3,900円につきましては、町内ため池33か所におきますマップの作成及び町内ため池7か所における堤高、堤の高さです、とか堤長、堤の長さですね、とか貯水量とか面積等の諸元調査に係る委託費用でございます。節19負担金・補助及び交付金のうち、真ん中辺りにございます多面的機能支払交付金1,020万8,884円につきましては、農地維持支払交付金事業に取り組む15自治会組織、資源向上支払交付金事業に取り組む12自治会組織、施設の長寿命化事業に取り組む5自治会組織に対する交付金でございます。下から2つ目西脇・広坂地区ほ場整備事業負担金135万1,431円につきましては、経営ほ場整備事業の実施計画に係る町の負担金、一番下にあります岩見構下地区のほ場整備事業負担金1,109万9,908円につきましては、経営ほ場整備事業の工事に係る太子町の負担金でございます。

1ページおめくりいただきまして、132ページをお願いいたします。

目7国土調査費、節13委託料のうち、一番上にございます地籍調査事業委託料649万円につきましては、国土調査法に基づく地籍調査の費用で、福地地区では地籍図と地籍簿の作成、吉福、岩見構地区では境界確認、岩見構上地区では事前調査を実施したものでございます。一番下にございます官民境界等先行調査業務委託料401万5,000円につきましては、地図混乱地域の解消に向けた東南東出地区の一部における道路区域や現況確認などの調査費用でございます。

次に、136ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目4プレミアム付商品券発行事業費、節19負担金・補助及び交付金5,939万円につきましては、消費税引上げによります非課税者や子育て世帯の家計負担への影響を緩和し、地域における消費を喚起するために、2,413名に対しまして発行いたしましたプレミアム付商品券の換金総額でございます。

1ページおめくりいただきまして、138ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節13委託料44万9,000円につきましては、狭あい道路整備等促進事業で実施いたしました道路用地の測量費用でございます。

さらにページをおめくりいただきまして、140ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料のうち、一番下にあります太子陸橋修繕工事委託料1億2,227万1,945円につきましては、太子陸橋のJR敷地内部分の修繕に係る委託費用でございます。

1ページお進みいただきまして、142ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節17公有財産購入費3,479万4,312円及び節22補償・補填及び賠償金2,914万9,333円につきましては、都市計画道路網干線外道路整備事業に係る用地購入費及び物件補償費でございます。

1ページおめくりいただき、144ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料のうち、一番下に記載のあります都市計画マスタープラン策定業務委託料704万円につきましては、策定後10年が経過いたしました旧プランに社会情勢の変化等を反映させまして、改訂させていただいたものでございます。

目2 下水道事業費、節24投資及び出資金 4億1,178万8,000円及び節28繰出金 5億1,706万6,954円につきましては、下水道事業への支出金及び減価償却費補助金などの繰出金でございます。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午前11時59分）

○議長（藤澤元之介） 再開をいたします。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、一般会計から続きを申し上げます。

1 ページおめくりいただきまして、146ページをお願いいたします。

目3 公園管理費、節18備品購入費のうち、施設遊具購入費580万8,000円につきましては、健康遊具を太子山公園に3基、福井大池親水広場に6基設置させていただいたものでございます。

1 ページおめくりいただき、148ページをお願いいたします。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、節19負担金・補助及び交付金 4億218万1,843円につきましては、西はりま消防組合への負担金でございます。消防車両の整備事業費等の減により、前年に比しまして3,326万4,291円の減となっております。

1 ページおめくりいただきまして、150ページをお願いいたします。

目3 消防施設費、節19負担金・補助及び交付金のうち、下の消防施設整備費補助金202万2,000円につきましては、小型ポンプ及びホース等の消防資機材購入につきまして18自治会で補助したものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、152ページをお願いいたします。

目4 災害対策費、節15工事請負費 2億5,649万8,000円につきましては、緊急時等の情報伝達手段の多重化や多様化を図るため、防災行政無線の送受信設備であります役場親機及び町内34か所の屋内拡張子局等を設置したものでございます。

さらに1 ページお進みいただきまして、154ページをお願いいたします。

款10教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費、節10交際費 5万7,924円の内訳につきましては、慶弔費が5件で4万2,524円、渉外費が1件で1万円、その他が2件で5,400円でございます。

さらに1 ページお進みいただきまして、156ページをお願いいたします。

目3 教育振興費、節7賃金のうち、スクールソーシャルワーカー賃金348万7,500円につきましては、課題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけを行うなど、相談支援の充実を図るため、1名を配置したものでございます。

少し飛びまして、160ページをお願いいたします。

項2 小学校費、目1 学校管理費、節15工事請負費のうち、一番上の小学校空調設備設置工事 2億4,236万9,464円につきましては、熱中症等への対策といたしまして、普通教室に空調設備を設置したものでございます。その下、1つ飛ばしまして、斑鳩・石海小学校門・困障等設置工事 2,342万5,600円につきましては、平成30年6月に起こりました大阪北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を受けまして解体撤去いたしましたブロック塀を校門などとともに再整備したものでございます。

少し飛びまして、166ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節15工事請負費のうち、中学校空調設備設置工事 1億2,568万7,337円につきましては、小学校における工事と同様、熱中症等の対策といたしまして、空調設備を設置したものでございます。その下の記載がございます太子東中学校校舎大規模改造

工事第1期工事2億9,323万300円につきましては、老朽化対策と教育環境の改善に向けました2か年にわたる改修工事の1年目で、南棟におけます屋上の防水機能の更新、外壁塗装及び内装工事等を実施したものでございます。

少し飛びまして、172ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費のうち、幼稚園空調設備設置工事4,996万4,839円につきましては、小学校費及び中学校費における工事と同様でございます。

少し進みまして、182ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目5文化財保護費、節18備品購入費115万5,000円につきましては、聖徳太子ゆかりの文化財を親しんでいただくために、鶯荘傍示石をモチーフといたしました町のマスコットキャラクター、ぼうじいの着ぐるみを作成したものでございます。その下、節19負担金・補助及び交付金3,518万6,000円につきましては、斑鳩寺庫裏の保存修理費用に対しましての補助でございます。

次に、飛びまして、186ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節15工事請負費1,183万6,000円につきましては、経年劣化によります故障を繰り返しておりましたミニシアター、創作室及び喫茶室の空調を更新したものでございます。その下、1つ飛びまして節18備品購入費177万1,200円につきましては、たちばな大学や文化協会のサークル活動に使用しております陶芸用の電気釜を更新したものでございます。

少し飛びまして、194ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節15工事請負費のうち、町民体育館耐震・大規模改造工事4億9,995万円につきましては、築後40年が経過いたしました建物の老朽化対策及び安全対策といたしまして、耐震補強改修を実施したものでございます。

1ページおめくりいただきまして、196ページをお願いいたします。

目3総合公園管理費、節15工事請負費447万3,700円につきましては、総合公園テニスコートの人工芝を3面張り替えた費用でございます。

1ページおめくりいただきまして、198ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節13委託料のうち、一番下にあります新給食センター実施計画業務委託料2,420万円につきましては、建設工事に係る実施設計業務の委託の費用でございます。節17公有財産購入費1億1,777万2,806円及び節22補償・補填及び賠償金388万8,000円につきましては、新給食センター建設事業に係る用地購入及び物件補償費でございます。

それでは、歳出に引き続きまして、歳入を御説明申し上げます。

概括といたしまして、令和元年度は景気回復に伴う町税の伸びに加えまして、国庫補助金や起債を伴う事業が増加したことによりまして、歳入総額は前年度比16.1%増の128億8,778万1,891円となっております。

それでは、前に戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、収入済額が16億7,385万1,524円で、対前年比1.5%の増となっております。これは納税義務者数が前年に比べ増加したことによるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税につきましては、収入済額が19億2,827万7,370円で、対前年度比0.5%の増となっております。これは、家屋におきまして新築住宅が増加したことによるものでございます。

項3軽自動車税、目2環境性能割につきましては、最下段、収入済額が121万6,800円となっております。これは自動車取得税が令和元年9月末で廃止されまして、燃費基準達成度等に応じて

決められました環境性能割が令和元年度10月より新たに導入されたものでございます。

1 ページおめくりいただき、14ページをお願いいたします。

款2 地方譲与税、項3 森林環境譲与税、目1 森林環境譲与税136万円につきましては、森林整備やその啓発等の財源とするため、令和元年度10月以降に配分された額でございます。

さらに1 ページおめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

款9 環境性能割交付金、項1 環境性能割交付金、目1 環境性能割交付金470万8,000円につきましては、先ほど町税で申し上げました軽自動車環境性能割と同様で、令和元年10月より軽自動車以外の自動車環境性能割を元に配分された交付金でございます。

さらにお進みいただきまして、18ページをお願いいたします。

款10 地方特例交付金、項2 子ども・子育て支援臨時交付金、目1 子ども・子育て支援臨時交付金5,923万7,000円につきましては、令和元年10月から幼児教育無償化に係る経費について、令和元年度に限り臨時的に措置された交付金でございます。

少し飛びまして、28ページをお願いいたします。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務費補助金のうち、一番上、社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1,000円につきましては、中間サーバープラットフォームのシステム移行及び機器更改に係る総務省からの補助金でございます。その下、個人番号カード交付事業費補助金454万6,000円につきましては、通知カード送付及び個人番号カード発行等を地方公共団体情報システム機構に委任するに当たり、機構に対して町が負担する交付金に対する補助でございます。

1 ページおめくりいただきまして、30ページをお願いいたします。

目3 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費補助金のうち、上から2つ目、緊急風しん抗体検査等事業費補助金321万3,000円につきましては、風しん抗体保有率が低い一定年齢の男性に対しまして行う風しん抗体検査等の事業に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

その下、目4 商工費国庫補助金、節1 商工費国庫補助金2,078万8,000円につきましては、歳出で申し上げましたプレミアム付商品券発行事業に係る補助金で、補助率は10分の10でございます。

その下、目5 土木費国庫補助金、節1 道路橋りょう費補助金、上の社会資本整備総合交付金の都市計画道路整備費補助金3,185万円につきましては、網干線外道路整備事業に係る交付金で、補助率は2分の1でございます。その下の道路更新防災等対策事業費補助金の橋りょう長寿命化事業補助金6,875万円につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画の策定業務委託及び太子陸橋修繕工事に係る補助金で、補助率は10分の5.5でございます。

その下、目6 教育費国庫補助金、節1 学校費補助金のうち、下から2つ目、学校施設環境改善交付金9,490万1,000円につきましては、太子東中学校校舎大規模改造工事1期工事に係る交付金で、補助率は3分の1でございます。その下、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金7,236万2,000円につきましては、ブロック塀撤去後の斑鳩・石海小学校門・困障等の設置工事費と、小学校、中学校及び幼稚園空調設備の設置工事に係る交付金で、補助率は3分の1でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

款16 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務費補助金のうち、ひょうご地域創生交付金4,473万6,000円につきましては、県が各市町の地域創生の取組を支援するために創設されました交付金で、補助率は2分の1でございます。

少し飛びまして、40ページをお願いいたします。

目7教育費県補助金、節1学校費補助金のうち、真ん中であり、スクールソーシャルワーカー配置事業補助金65万6,000円につきましては、歳出で申し上げましたスクールソーシャルワーカー配置事業に係る補助金で、1校区当たり32万8,000円が補助されるものでございます。

少し進みまして、46ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金3億9,186万5,000円につきましては、1万4,544件、1万1,118名からのふるさと応援寄付金でございます。

次に、飛びまして54ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節8教育費雑入のうち、下から3番目、スポーツ振興くじ助成金479万9,000円につきましては、町民体育館のフィットネスルームに新たなトレーニング機器を導入するために活用した助成金でございます。

以上で認定第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定につきましての詳細説明を終わります。何とぞよろしく願いをいたします。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時14分）

（再開 午後1時18分）

○議長（藤澤元之介） それでは、再開します。

○副町長（名倉嗣朗） お昼休憩前に引き続きまして、それでは次に、認定第2号でございます。令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明をいたします。

まず、16ページの歳出から御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費でございます。決算額は3,946万3,618円で、前年度に比べて約50万円増加しており、主な要因はオンライン資格確認システム改修の増によるものでございます。

1ページおめくりいただき、18ページをお願いいたします。

項2徴税費、目1賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。決算額は335万1,479円で、前年度より約1万円減少しております。主な要因は、通信運搬費の減によるものであります。

款2保険給付費は、医療機関で診察、治療等でかかった費用のうち国保が支払う費用として、決算額は23億698万9,683円で、前年度より約3,454万円増加し、1.52%増となっております。この保険給付費に係る費用については、その全額は県から保険給付費等交付金、普通交付金として措置されることとなっております。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、一定期間会社などお勤めになり年金を受給されている退職被保険者等以外の一般被保険者に対する医療費の保険者負担分でございます。決算額は19億8,949万8,907円で、前年度より約4,334万円増加しております。主な要因は、入院費用額の増加によるものです。

目2退職被保険者等療養給付費は、一定期間会社などにお勤めになり年金を受給されている退職被保険者等に対する医療費の保険者負担分であります。決算額は634万9,035円で、前年度より約899万円減少しております。この要因は、主に退職被保険者等の減によるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、20ページをお願いいたします。

項2高額療養費についてですが、高額療養費とは医療費が高額になったときに自己負担限度額を超えた分を保険者が負担するものでございます。

目1 一般被保険者高額療養費は2億7,016万8,260円で、前年度より約360万円の減となっております。

目2 退職被保険者等高額療養費は222万217円で、前年度より約191万円の減となっております。

項3 移送費、目1 一般被保険者移送費は、被保険者が傷病のため移送された場合に支給するので、決算額は8,640円で前年度より8,640円の増となっております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、決算額1,049万9,870円で、前年度より件数で6件の増、決算額で251万円の増となっております。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、決算額240万円で前年度より件数で9件の増、決算額で45万円の増となっております。

1 ページおめくりいただきまして、22ページをお願いいたします。

款3 国民健康保険事業費納付金9億1,315万5,104円は、県から全額交付される保険給付費等交付金の財源として市町が県へ納めるものであり、県より各市町へ割り振られた納付金でございます。

項1 医療給付費分6億3,578万8,556円は保険給付の一部であり、項2 後期高齢者支援金等分2億703万1,133円は、全ての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保険事業に対しまして国民健康保険を含む全ての被保険者が公平に財政負担するための経費です。

項3 介護納付金分7,033万5,415円は、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を県へ納め、県から社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

款4 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、後発医薬品、いわゆるジェネリックの普及を促進し、費用負担抑制につなげるために実施しております。先発医薬品から後発医薬品に切り替えた場合の利用差額通知に係る費用でございます。決算額は156万5,629円で、前年度より約1万円の増となっております。

1 ページおめくりいただき、24ページをお願いいたします。

項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全被保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導に係る経費で1,402万1,834円を支出しております。特定健診では1,619名の方が受診され、そのうち104名に特定健康指導を実施しております。受診率は前年度と比較いたしまして0.7%上昇し、29.3%となっております。

款5 基金積立金は、令和元年度において財政調整基金から生じた利息36万3,789円と、任意で1億6,007万3,950円の合計1億6,043万7,739円を基金に積み立てたものです。令和元年度末の国保財政調整基金残高は3億5,846万1,211円となっております。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金1,952万7,044円につきましては、県から交付される保険給付費等交付金の超過交付分を返還したものであります。

続いて、歳入について御説明をいたします。

前のほうにお戻りいただきまして、8ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税の総額は6億360万1,705円で、前年度と比較し約1,543万円の減となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて年度平均被保険者数では286人減少するとともに、基準総所得金額減少などにより保険税総額も減少したものと考えております。

1 ページおめくりいただき、10ページをお願いいたします。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金24億911万2,877円で、町の保険給付費を賄うものでございます。節2 特別交付金のうち、備考欄に記載の保険者努力支援制度交付金

840万6,000円は、平成30年度から始まりました予防健康づくりをはじめとする医療費適正化等に取り組む努力に対しまして財政支援が行われるものでございます。

款5繰入金の決算額は2億2,974万2,309円で、前年度より約189万円減少しております。

1ページおめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

節5その他一般会計繰入金につきましては、これまでどおり財源補填のための一般会計繰入れ、いわゆる赤字繰入れは行っておりませんが、平成30年度からは県の指示により地方単独事業、福祉医療の実施に伴う国庫負担金減額調整分として628万2,154円を一般会計より繰入れております。

款6繰越金は、平成30年度決算の結果生じた実質収支額を令和元年度に繰り越したものでございます。

1ページお進みいただきまして、14ページをお願いいたします。

款10国庫支出金、項2国庫補助金、目7社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、令和2年3月から順次医療機関及び薬局において、被保険者がマイナンバーカード及び被保険者証を提示することにより、当該加入者に係る被保険者資格の有無を確認するシステム、オンライン資格確認でございますが、これを導入されるときに伴う自庁システムの改修に係る補助金であり、補助金は10分の10となっております。決算額は86万9,000円となっております。

最後のページ、27ページをお願いいたします。

令和元年度決算の総括といたしまして、歳入総額34億8,858万2,976円に対しまして、歳出総額34億5,983万6,103円で、歳入歳出差引額が2,874万6,873円を翌年度に繰越しをいたしております。

終わりに、平成30年度から県が財政運営の主体となり国民健康保険事業の安定化が図られましたが、今後も保険税の収納率向上に努め、関係部署と連携しながら保健事業を推進することにより医療費の適正化に取り組んでまいりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

以上でこの分の詳細説明を終わらせていただきます。

それでは次に、3つ目ですが、上程されました認定第3号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず初めに、14ページの歳出から御説明をいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護保険の運営に要する人件費並びに経常的な経費であります。

1ページおめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収事務に要する経常的な経費でございます。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費については、介護認定審査会の委員報酬等であります。令和元年度は認定審査会を48回開催し、延べ1,330件の審査判定を行ったところでございます。

目2認定調査費につきましては、認定調査5人分の賃金と主治医意見書作成手数料が主なものでございます。前年度に比べまして約102万円の増加となっております。

1ページおめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、要介護と認定された方に対するサービス費であります。前年度に比べて約5,610万円の増で、件数は2,196件増加しております。

目2予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対する介護予防サービス費であ

ります。前年度より約560万円の増で、件数は783件増加しております。

目3 高額介護サービス費につきましては、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費ですが、前年度より保険者負担分で約1,073万円の増で、件数では291件増加しております。

目4 特定入所者サービス費につきましては、特定施設に入所している低所得者の食事及び住居費に係る自己負担分額の一定額以上を支給するサービス費ですが、前年度より保険者負担分で約457万円の減で、件数では205件減少となっております。

目5 審査支払手数料は、兵庫県国民健康保険団体連合会の審査支払業務として、延べ3万5,866件分の手数料でございます。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費につきましては、要支援者の介護予防ケアプラン作成業務費等、介護サービス事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費であります。前年度より約51万8,000円の増となっております。

1 ページお進みいただきまして、20ページをお願いいたします。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費につきましては、介護予防事業委託料、総合事業委託料及び介護予防・生活支援サービス事業料の負担金等であります。前年度より約94万円の減となっておりますが、主な要因は介護予防事業委託料の減によるものでございます。

さらに1 ページお進みいただき、22ページをお願いいたします。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センターの事業運営に要する人件費並びに経常的な経費及び包括的な支援に係る事業費であります。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費につきましては、2,209万9,080円を基金に積み立てるものであります。

さらに1 ページお進みいただきまして、24ページをお願いいたします。

款9 諸支出金、項1 償還金、目1 償還金1,217万7,322円につきましては、平成30年度介護給付費負担金、地域支援事業費の精算の結果による国庫、県費、支払基金への返還金であります。

次に、歳入について御説明をいたします。

前にお戻りいただきまして、6 ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせて5億8,028万6,390円になります。前年度と比較し131万8,660円の増でございます。

款2 介護サービス事業収入、項1 介護サービス事業収入、目1 介護サービス事業収入につきましては、要支援者1・2の者に対する介護予防サービスプラン作成報酬及び総合事業の介護予防ケアマネジメント事業収入であります。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、3億8,257万1,000円になります。

1 ページおめぐりいただきまして、8 ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金につきましては、2,527万6,000円であります。

目2 地域支援事業交付金につきましては、3,372万2,752円であります。

目3 事務費交付金につきましては114万2,000円で、これは制度改正に伴うシステム改修によるものでございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金につきましては、目1 介護給付費交付金といたしまして5億5,161万1,000円、目2 地域支援事業交付金といたしまして1,449万2,816円であります。

款6 県支出金につきましては、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金として2億9,030万

2,000円、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金として1,818万円でございます。

1 ページ進んでいただき、10ページの項3 委託金、目1 総務費委託金としまして、要保護者に係る審査判定等の費用として2万8,500円であります。

その下、同じ10ページでございますけれども、款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険給付事業繰入金として2億7,724万551円、節2 介護サービス事業繰入金といたしまして224万8,202円、節3 事務費繰入金といたしまして4,169万7,942円、節4 地域支援介護予防事業費繰入金といたしまして624万2,297円、節5 包括的支援事業費繰入金といたしまして832万8,440円、節6 低所得者保険料軽減繰入金といたしまして1,479万9,800円を繰入れております。

1 ページおめぐりいただきまして、12ページをお願いいたします。

款9 繰越金につきましては、前年繰越金といたしまして3,158万2,087円を繰り越しております。

款10 諸収入、項3 雑入、目1 雑入といたしまして、介護予防事業個人負担金、介護保険料等還付未済金、成年後見申立手続き手数料といたしまして、合計で72万5,756円を収入しております。

最後に、25ページを御参照していただきたいと存じます。

歳入合計22億8,942万8,784円、歳出合計22億3,106万8,185円、歳入歳出差引額5,836万599円となっております。

以上で認定第3号の詳細説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく願いをいたします。

それでは、引き続きまして4つ目、認定第4号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、後期高齢者医療の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費でございます。

款1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費につきましては、年度の途中でお亡くなりになられたこと等により保険料が変更になったことによる過誤納付還付金、または後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費や郵送料であります。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和2年3月分までの現年度分の保険料納付金といたしまして3億6,046万361円、過年度分の保険料納付金といたしまして976万1,425円、兵庫県後期高齢者医療広域連合の運営のための共通経費であります分賦金といたしまして883万8,207円、保険基盤安定繰入金納付金といたしまして6,364万8,294円で、後期高齢者医療広域連合延滞金納付金といたしまして4万5,000円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。

1 ページ進んでいただきまして、12ページをお願いいたします。

款3 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健事業費、特定健診委託料334万2,004円につきましては、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきまして健康診査を実施し、562名の方が受診をされております。また、歯科健診委託料13万5,000円につきましては、平成29年度より高齢者の死因として多い肺炎を予防するため歯科健診を実施し、27名の方が受診されております。

続いて、歳入について御説明をいたします。

前にお戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 後期高齢者医療保険料、節1 現年度分につきましては、特別徴収分といたしまして2億6,492万5,282円、普通徴収分といたしまして1億249万7,857円、合計で3億6,742万3,139円を収納いたしております。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料につきましては、3万900円を収納しております。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金といたしまして2,154万9,016円、保険基盤安定繰入金といたしまして6,364万8,294円、合計で8,519万7,310円を一般会計より繰り入れております。

1 ページお進みいただきまして、8 ページをお願いいたします。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして976万4,925円を収納しております。

款6 諸収入、項3 雑入、目1 雑入は、兵庫県後期高齢者医療広域連合より保険料還付金といたしまして8万3,561円を受け入れております。また、死亡、転出等により保険料額が変更となられた方につきましては、事務処理上、年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険料の70万5,477円につきましては、還付未済金といたしまして雑入に振り替え、翌年度の過誤納還付金に充当しております。

最後に、13ページをお願いいたします。

以上の結果、歳入総額4億6,809万7,438円に対しまして、歳出総額は4億5,915万9,234円で、歳入歳出差引額893万8,204円を翌年度に繰越しをさせていただいております。

以上でこの分の詳細説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく願いをいたします。

それでは最後に、5番目の認定第5号令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、10ページの歳出をお願いいたします。

款1 墓園事業費、項1 墓園事業費、目1 一般管理費の806万6,384円でございますが、主にシステム使用料として98万1,000円、墓所返還還付金といたしまして603万6,000円であります。システム使用料につきましては、平成29年度から導入している墓園管理システムの使用料でございます。また、墓所返還還付金につきましては、申込み後、墓碑の設置の見込みがなくなったり不要になったなどの理由により返還申請がございましたので、14基分を返還いたしました。

目2 墓園管理費の617万1,372円でございますが、墓園を良好な状態で維持管理するための費用として、主に委託料の除草作業・ごみ処理等による清掃管理委託料、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等による植木維持管理委託料、墓園入り口に設置しております車止めの開閉業務委託料を合わせまして565万3,640円となっております。

次に、6ページの歳入をお願いいたします。

まず、款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 墓園使用料の522万円でございますが、墓園永代使用料といたしまして町内5基分、町外2基分となっております。令和元年度末の区画応募状況は累計で905基となっております。

項2 手数料、目1 墓園手数料629万8,000円でございますが、墓園年間管理料として915基分となっております。

款3 繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして134万3,630円となっております。

款5 繰入金186万円につきましては、墓所返還者への償還金が不足したことによる繰入金でございます。

以上、令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の詳細の説明を終わらせていた

できます。何とぞよろしく願いをいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） それでは、私からは、最後になりますが、認定第6号と認定第7号、公営企業会計決算2件続けて詳細説明をさせていただきたいと思います。

それでは、認定第6号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

決算書の金額につきましては、資本的収支に関するものを除いて消費税抜きで表示しておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては、予算との対比のために税込み金額で表示しておりますので御留意いただきたいと思います。

それでは、2ページの第1項収益的収入及び支出を御覧ください。

まず、収入の第1款事業収益は、予算額5億4,414万3,000円に対しまして、決算額5億5,321万7,315円となりまして、予算額を907万4,315円上回っております。

支出につきましては、第1款事業費用の予算額5億1,145万9,000円に対しまして、決算額4億8,185万6,277円となっております、不用額は2,960万2,723円でございます。

次に、4ページの第2項資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の第1款資本的収入でございますが、予算額3億8,685万3,000円に対しまして、決算額は1億4,021万8,000円となりました。

支出の第1款資本的支出では、平成30年度からの繰越額1億6,997万4,000円を含む予算額6億1,823万4,000円に対しまして、決算額2億7,263万5,660円となり、翌年度繰越額8,500万円を除いた不用額は、2億6,059万8,340円でございます。

資本的収入額と資本的支出額との差額1億3,241万7,660円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をさせていただいております。

次に、5ページの損益計算書を御覧いただきたいと思います。

収益的収支を項目別に整理したものでございますが、下から3行目の当年度純利益5,367万6,408円が生じ、当年度の未処分利益剰余金となっております。この未処分利益剰余金につきましては、議案第64号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について御説明しましたとおり、その全額を資本金に繰り入れる提案をさせていただいております。

次に、8ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧いただきたいと思います。

これにつきましては、令和元年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数値の年度間変化を元に資金の増減を表したものでございますが、第1項の業務活動におけるキャッシュ・フローでは1億5,482万897円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは、有形固定資産の取得に伴う支出で2億181万9,706円が減少し、第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の収入により8,705万7,522円が増加しました結果、資金は4,005万8,713円増加しまして、期末残高は7億5,480万8,425円となりました。

次に、9ページの貸借対照表を御覧いただきたいと思います。

これにつきましては、年度末現在の資産・負債及び資本の各項目の状況を総括的に表したものでございますが、まず資産の部の第1項固定資産の合計は60億5,405万6,370円となっております。

次に、第2項の流動資産でございますが、第1号の現金預金につきましては、キャッシュ・フロー計算書の期末残高7億5,480万8,425円で、このうち預金の残高は5億円でございます。流動資産の合計につきましては8億253万8,429円、固定資産と合わせました資産合計は、前年度比

1,779万3,709円増の68億5,659万4,799円となっております。

続きまして、10ページの負債の部、第3項の固定負債を御覧いただきたいと思ひます。

第1号には翌々年度以降に償還します企業債の残高、第2号には退職給付引当金を計上しておりまして、合計で8億1,477万8,880円でございます。第4項の流動負債につきまして、第1号につきましては翌年度の企業債償還額5,053万1,628円でございます。第2号の未払金2,883万7,548円の内訳につきましては、委託料などの営業未払金1,766万7,048円と工事設計委託料などの営業外の未払金1,217万500円でございます。第3号の預り金7,383万3,066円につきましては下水道使用料でございます。第4号の引当金と合わせました流動負債の合計は1億5,812万7,242円となっております。また、第5号の繰延収益につきましては、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引きしました22億9,089万9,599円となっております。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせました負債合計につきましては32億6,380万5,721円となっております。

続きまして、11ページの資本の部を御覧いただきたいと思ひます。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が24億9,694万9,018円、剰余金が10億9,584万60円でございます。資本合計が35億9,278万9,078円、負債と資本の合計は68億5,659万4,799円でございます。9ページの資産合計と同額となっております。14ページ以降につきましては、決算に関する説明書でございます。

14ページの事業報告書を御覧いただきたいと思ひます。

第1項の概況では、第1号に総括事項として令和元年度の配水量及び給水人口などの動向、営業や建設改良の取組と経理状況を、15ページの第2号には議案の議決状況、第4号には職員の状況について記述をしており、16ページ以降につきましては、工事や業務等の状況を記載しております。今後とも、吉福浄水場の廃止に伴う導水事業や老朽管更新を実施してまいりたいと考えております。所要の財政確保と計画的な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、20ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 事業収益の主な部分につきましては、(項) 営業収益、(目) 給水収益の(節) 水道使用料が、前年度比145万5,548円減の3億6,520万2,464円、(目) 受託工事収益につきましては、糸井地内配水管撤去工事の受託により、前年度比74万6,548円増の91万4,737円、その他の営業収益につきましては、加入金の減により、前年度比618万1,465円減の3,655万4,031円となっております。

(項) 営業外収益につきましては、(目) 雑収益、(節) その他雑収益が職員の異動による退職給付引当金戻入益の増加により、前年度比1,480万6,988円増の1,520万2,951円となっております。

21ページを御覧いただきたいと思ひます。

(款) 事業費用の(項) 営業費用、(目) 原浄水費は、前年度比1,432万8,007円減となっておりますけれども、主に人件費及び吉福水源地の修繕料の減によるものでございます。

22ページを御覧ください。

(目) 配水費につきましては、県道整備に伴う糸井地内配水管撤去に係る工事請負費110万8,000円の増等によりまして、前年度比14万1,613円の増となっております。

(目) 給水費でございますが、前年度比264万9,842円の減となっておりますが、主に量水器の取替個数の減少による委託料の減によるものでございます。

23ページを御覧ください。

(目) 総係費につきましては、86万4,895円の増となりましたが、主に人件費、収納に関する手数料の増によるものでございます。

(目) 減価償却費は、前年度実施の管路更新に伴う変動により、前年度比234万7,654円増の2億2,784万7,292円となりました。

24ページを御覧ください。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損22万4,379円につきましては、過年度使用分の漏水認定による水道料金の還付・減額による費用でございます。

次に、25ページの資本的収入及び支出明細書を御覧いただきたいと思います。

(款) 資本的収入につきましては、(項) 工事負担金に岩見構地内の配水管等移設に係ります工事負担金381万8,000円、(項) 企業債に吉福地内外送水管更新事業に1億1,250万円、原地内配水管更新事業に2,390万円を借り入れております。

(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 水源整備費につきましては、吉福水源地導水機能整備設計業務に990万円、(目) 配水施設改良費では岩見構地内配水管等移設に係ります設計関連経費及び吉福地内外送水管更新工事等に総額2億692万2,440円を支出させていただいております。

(目) 固定資産購入費、(節) 機械及び装置購入費465万8,742円につきましては、吉福水源地と老原浄水場の各施設のポンプ等について経年劣化や不具合等の発生のため更新したものでございます。

以上で認定第6号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定につきまして詳細説明を終わります。

続きまして、最後になりますが、認定第7号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

同じく、決算書の金額につきましては、資本的収支に関するものを除いて消費税抜きで表示しておりますけれども、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては、予算との対比のために税込みで表示をさせていただいております。

それでは、2ページの第1項収益的収入及び支出を御覧いただきたいと思います。

まず、収入の第1款下水道事業収益につきましては、予算額12億6,723万6,000円に対しまして、決算額12億6,834万7,204円となり、予算額を111万1,204円上回っております。

支出につきましては、第1款下水道事業費用の予算額12億26万8,000円に対しまして、決算額11億7,569万6,180円となり、不用額は2,457万1,820円でございます。

次に、4ページの第2項資本的収入及び支出を御覧いただきたいと思います。

収入の第1款資本的収入でございますが、予算額6億3,873万円に対しまして、決算額は6億3,280万900円となりました。予算額との差額592万9,100円の主な要因につきましては、事業の繰越しによる国庫補助金及び企業債の減額によるものでございます。

支出の第1款資本的支出では、予算額11億2,250万2,000円に対しまして、決算額10億8,529万9,202円となり、翌年度繰越額3,150万円の除いた不用額は570万2,798円となっております。

資本的収入と資本的支出額との差額4億5,249万8,302円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金及び引継金で補填をさせていただいております。

次に、5ページの損益計算書をお願いいたします。

同じく、収益的収支を項目別に整理したものでございますが、下から3行目の当年度純利益といたしまして8,542万2,894円が生じ、当年度の未処理欠損金につきましては802万4,616円となっております。

次に、8ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧いただきたいと思います。

これにつきましては、令和元年度の純利益、それと貸借対照表の数値の年度間変化を元に資金の増減を表したものでございますが、第1項の業務活動におけるキャッシュ・フローでは、減価償却関係の費用などから4億5,974万8,550円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは、公共ます設置工事、下水道管布設工事、流域下水道事業による無形固定資産の取得等に伴う支出によりまして1億1,442万1,432円が減少、そして第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の償還により3億5,685万2,212円が減少した結果、資金は1,152万5,094円減少しまして、期末残高は5億2,529万1,900円となっております。

次に、9ページの貸借対照表を御覧いただきたいと思います。

これにつきましては、年度末現在の資産・負債及び資本の各項目の状況を総括的に表したものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は200億6,725万4,317円となっております。

次に、第2項の流動資産でございますが、第1号の現金預金は、キャッシュ・フロー計算書の期末残高5億2,529万1,900円で、このうち預金の残高は2億円でございます。流動資産の合計は6億1,823万9,665円、固定資産と合わせました資産合計は206億8,549万3,982円でございます。

続きまして、10ページの負債の部、第3項の固定負債をお願いします。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号には退職給付引当金を計上しておりまして、合計で93億4,741万3,285円でございます。

第4項の流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額9億7,014万1,954円でございます。第2号の未払金7,375万2,156円の内訳としまして、委託料などの営業未払金3,332万6,356円と消費税及び地方消費税の営業外未払金1,092万3,800円及び工事請負費などの資金的支出の未払金2,950万2,000円がその内訳でございます。第3号の引当金と合わせました流動負債の合計は10億4,645万9,110円となっております。また、第5項の繰延収益につきましては、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引きしました72億8,715万7,955円でございます。固定負債と流動負債、そして繰延収益を合わせた負債合計は176億8,103万350円となっております。

次に、資本の部を御覧ください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が29億8,248万8,248円、剰余金は欠損金を差し引きまして2,197万5,384円でありまして、資本合計が30億446万3,632円、負債と資本の合計は206億8,549万3,982円で、9ページの資産合計と一致しております。13ページ以降につきましては、決算に関する説明書でございます。

13ページの事業報告書を御覧いただきたいと思います。

第1項の概況でございますが、第1号に総括事項として、当町における下水道事業の状況、令和元年度の水洗化人口などの動向、営業や建設改良の取組と経理状況、14ページの第2号には議案の議決状況、第4号に職員の状況について記述しておりまして、15ページ以降につきましては、工事や業務等の状況を記述しております。

今後とも人口減少に伴う下水道使用料の減少が見込まれる反面、施設・設備の老朽化に伴う更新投資が増大となる厳しい状況が続きます。「下水道事業経営戦略」や「ストックマネジメント計画」に沿いまして、財源の確保と計画的な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、18ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 下水道事業収益の主な部分につきましては、(項) 営業収益、(目) 下水道使用料の(節) 下水道使用料が、前年度比1,298万3,136円減の4億6,201万1,467円、(節) 前処理場使用料が前年度比104万3,851円減の701万6,107円となっております。

(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、雨水処理に係ります経費への一般会計からの繰入金でございまして、356万5,000円いただいております。

(目) その他営業収益、(節) 雑収益のうち1,101万6,995円につきましては、揖保川流域下水道事業に係る維持管理負担金の精算による還付金でございます。

(項) 営業外収益では、(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金につきましては、分流式不明水処理に係る経費への一般会計からの繰入れであり、1億6,404万5,954円をいただいております。

(目) 他会計補助金、(節) 一般会計補助金は、減価償却に係る経費への一般会計からの繰入金であり、3億4,945万6,000円となっております。

20ページを御覧ください。

(款) 事業費用の(項) 営業費用では、(目) 処理場費の(節) 委託料のうち、汚泥搬入施設維持管理業務として363万5,800円を支出しております。これは、流域下水道終末処理場へ生汚泥搬送時における立会い、記録、報告、汚泥濃度の計測、分析、機器点検に係る人件費等を兵庫県にお支払いしたものでございます。

次に、(目) 流域維持管理経費の(節) 揖保川流域維持管理負担金2億61万5,489円につきましては、一般下水分として処理水量430万5,316立方メートルに対する処理負担金を1億9,653万8,091円支出し、前処理場分として処理水量2万5,996立方メートルに対する処理負担金を407万7,398円支出をいたしております。(節) 兵庫西流域汚泥処理負担金では、し渣と生汚泥に対する焼却負担金として530万5,181円を支出しております。

21ページを御覧ください。

(項) 営業外費用、(目) 支払利息及び企業債取扱諸費、(節) 企業債利息では、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて1億9,504万540円を支出しており、前年度比2,251万970円の減となっております。(目) 消費税、(節) 消費税では、平成30年度分として314万2,300円を支出しております。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損70万4,782円は、漏水認定による下水道収益に係る還付金を支出しております。

次に、22ページの資本的収入及び支出明細書を御覧ください。

(款) 資本的収入の(項) 受益者負担金につきましては、1,570万4,900円を収入しており、前年度比446万6,100円の増となっております。

(項) 他会計出資金、(目) 他会計出資金は、企業債償還元金への一般会計からの繰入金であり、4億1,178万8,000円となっております。

(項) 国庫補助金、(目) 国庫補助金は、雨水1.4号管線整備事業実施設計委託でございますが、それに対する補助金であり、510万8,000円となっております。

(項) 企業債、(目) 企業債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債と合わせまして2億20万円を借り入れており、前年度比283万円の増となっております。

次に、(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 施設整備費、(節) 委託料につきましては、雨水1.4号管線整備の事業に伴います実施設計業務委託料としまして1,021万7,900円、

(節) 工事請負費といたしまして公共ますの設置工事のほかに給食センター移転改築に伴う下水道管布設工事として1,478万9,500円を支出しております。

(目) 流域下水道事業建設負担金につきましては、一般下水分として3,954万2,349円、そして前処理場分として403万410円を支出しております。これは揖保川流域下水道の処理場の建設事

業費から国庫補助分、県負担分等を除きました事業費を関係3市1町が負担するものでございまして、太子町における負担割合は、管渠については12.25%、処理場につきましては15.78%として負担をさせていただいております。

23ページを御覧ください。

(項) 企業債償還金、(目) 企業債償還金につきましては、下水道事業分、前処理場事業分に係る元金として、合わせて9億6,884万212円を支出しており、前年度比で1,078万5,016円の増となっております。

以上で認定第7号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(藤澤元之介) これで日程第18、認定第1号から日程第24、認定第7号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで令和元年度一般会計・特別会計及び企業会計の7会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

蓮本了遠代表監査委員。

○監査委員(蓮本了遠) 令和元年度の兵庫県太子町の決算審査を長谷川監査委員とともに実施しましたので、ここで御報告申し上げます。

まず、令和元年度兵庫県太子町一般会計・特別会計決算審査意見でございます。

1. 審査対象、(1)兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算、(2)兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算、特別会計には国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4特別会計がございます。(3)付属書類、兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類でございます。

2. 審査の期間ですが、令和2年7月13日から令和2年8月13日まで。

3. 審査の方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかどうかなどの点につきまして審査をいたしました。

また、基金につきましては、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にしております。

4. 審査の結果、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類の計数は正確であることを確認しました。

また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認められました。

決算の個別意見につきましては、以下に述べるとおりでありますので御確認いただきますようお願い申し上げます。

引き続きまして、令和元年度兵庫県太子町水道事業会計決算審査意見について御報告いたします。

1. 審査対象、兵庫県太子町水道事業会計決算。

2. 審査日、令和2年7月13日から令和2年8月13日まで。

3. 審査の方法、審査に当たりましては、決算報告書及び、その他付属書類につきまして計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び、財政状況が適正に表示されているかどうかの点について審査いたしました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査をいたしました。

4. 審査の結果、提出されました決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状況も適正に表示され、かつ計数は正確であるということを確認しました。

個別意見につきましては、以下を御確認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計について御報告いたします。

1. 審査対象、兵庫県太子町下水道事業会計決算。

2. 審査日、令和2年7月13日から令和2年8月13日まで。

3. 審査の方法、審査に当たりましては、決算報告書及び、その他付属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び、財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査をいたしました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査をいたしました。

4. 審査の結果、提出されました決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状況も適正に表示され、かつ計数は正確であるということを確認いたしました。

個別の意見につきましては、以下を御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（藤澤元之介） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は8月31日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後2時21分）